

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部 田園整備課
委 託 業 務 番 号	令和6年度 長田園第10569号
委 託 業 務 名	林道笹原線路肩復旧委託業務
委 託 業 務 場 所	長浜市小谷上山田町
業 務 の 概 要	路肩復旧業務
契 約 期 間	令和7年2月21日 から 令和7年3月28日 まで
契 約 年 月 日	令和7年2月20日
契約金額(税込)	600, 600円
契 約 の 相 手 方	[所在地] 長浜市木之本町黒田1015番地 [名 称] 滋賀県森林組合 伊香事業所
契 約 相 手 方 選 定 理 由	小谷上山田町にある林道において路肩の欠損が発生した。応急的な措置としてコンクリート土のうを設置し通行の安全を確保するとともに、被害拡大を防止することが必要である。 滋賀県森林組合は以前から同林道の維持管理を行っており、現地の状況を把握し、現在委託しているのアウトソーシングが稼働中であり、緊急かつ最適な安全対策が図れることから、当該団体に委託する。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (1) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額)が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。